



藤と太鼓橋（亀戸天神） photo 花鳥様

平成 30 年度から本格化する「無期転換」ルール

厚生労働省が支援策を発表

◆平成 30 年度から本格化

有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などが無期労働契約に転換しなければならない「無期転換ルール」は、平成 30 年度から本格的にスタートします。厚生労働省は、このルールに関して平成 28 年度に実施する以下の支援策を 4 月下旬に発表しました。

- (1) 無期転換制度の導入支援のための「モデル就業規則」の作成
- (2) 無期転換制度や「多様な正社員制度」の導入を検討する企業へのコンサルティングを実施
- (3) 無期転換ルールも含めた「労働契約等解説セミナー」を全国で 208 回開催
- (4) 無期転換制度や「多様な正社員制度」についてのシンポジウムを開催
- (5) 先進的な取組を行っている企業の事例を厚生労働省のホームページなどで紹介
- (6) 無期転換制度の導入手順などを紹介するハンドブックを作成
- (7) キャリアアップ助成金を拡充
- (8) 都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））に専門の相談員を配置

◆無期転換対応の動きが進むか？

企業の 66.1%が「何らかの形で無期化していく」と回答

独立行政法人労働政策研究・研修機構が昨年 12 月に実施した調査によると、労働契約法に基づく「無期転換ルール」について 66.1%の企業が「何らかの形で無期契約にしていく」と回答したそうです。厚生労働省の支援策発表を受けて、企業における無期転換ルール対応の動きが本格化していくことが見込まれます。

◆業種別のモデル就業規則

なお、上記支援策のうち（1）のモデル就業規則については、「小売業向け」および「飲食業向け」のものはすでに厚生労働省が作成しており、同省ホームページでダウンロードすることができます（「多様な正社員 厚生労働省」で検索）。

それぞれ 42 ページにわたるもので、「無期転換ルール」のみならず「多様な正社員制度」にも対応するものとして詳細な解説も付いており、小売業および飲食業における就業規則作成の際には大変参考になります。

今後は他の業種についても作成が行われる予定となっています。

TOPIX

調査結果にみる「育児と介護のダブルケア」

育児と親の介護を同時に担う、いわゆる「ダブルケア」世帯の問題が注目されています。特に仕事との両立が難しく、仕事を辞めざるを得なくなるなど、深刻な問題を抱えています。

◆ダブルケアを行う者の人口は約 25 万人（うち女性は約 17 万人、男性は約 8 万人）で年齢構成としては 30 歳～40 歳代が多く、男女ともに全体の約 8 割を占めています。

◆ダブルケアに直面したことで、「業務量や労働時間を減らした」人は、男性で約 2 割、女性では約 4 割で、そのうち離職して無職となった人は男性で 2.6%、女性で 17.5% となりました。

主な理由として、男性では「介護者を施設に入所させることができなかった（31.4%）」、「勤め先の勤務状況では両立が難しかった（26.3%）」ことが挙げられ、女性では、「家族の支援が得られなかった（27.9%）」、「子育て・介護は自分でやるべき（25.7%）」、「勤め先の勤務状況では両立が難しかった（22.1%）」となっています。

今月の同封物

- 研修のご案内 ～行動特性の「違い」を理解し、部下育成力を高める～
管理職者のためのマネジメント力アップ講座
- イベントのご案内 A to a 結成 5 周年記念公演
講師をいつもお願いしている渡辺祥子さんが登場します！

編集後記 年明けから毎月開催しております Harmony 主催の研修、毎回多くの方々にご参加頂き、一緒に学ぶ機会を共有でき、とても嬉しく思っています。私自身の企画内容も含め、皆さんの共通課題として認識されている keyword はやはり「コミュニケーション」でしょうか。社会に出たばかりの世代と戦後の復興を支えてきた世代では、過ぎた時代があまりにも違いますが、そこに人手不足や技術伝承の難しさなども相まって、意識ギャップが生まれるのでしょう。私はお互いに歩み寄る努力をすべきだと思います。ただ上司側のほうが経験や社会人としての年数を多く重ねているのだから、少し多く努力すべきなのかな、と。5/11 はその入り口について学びました。そしてより深めるための研修を 7/14,10/13 に実施します。ピープリーディングの技法、部下や上司との関係だけでなく顧客や家族にも活用できますよ。会場でお待ちしています！（陽子）

<改正雇用保険法>成立

3 月 29 日、介護と仕事の両立を目指す対策を盛り込んだ改正雇用保険法や改正育児・介護休業法が参院本会議で可決、成立しました。

主な改正点は次の通りです。介護休業等規程改訂等については、今後、随時お知らせしていきます。

平成 28 年 8 月 1 日以降

○介護休業給付金の給付率を現在の 40%から 67% へ引き上げ

平成 29 年 1 月 1 日以降

- 新たに雇用される 65 歳以上の労働者を雇用保険の適用対象とすること
- 介護休業の分割取得（3 回まで、計 93 日）、介護休暇の半日取得制度開始

平成 32 年度以降

○4 月 1 日時点で 64 歳以上である人の当年度の雇用保険料の徴収免除制度を廃止すること

Harmony通信 2016.05

#発行：2016 年 5 月 10 日

#編集・構成：合同会社 Harmony

Harmony 司法書士事務所

Harmony 社会保険労務士事務所

Harmony 行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル 4F

TEL:022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>